

VIII. 関連内規

VIII. 関連内規

臨床研修委員会の機構

1. 臨床研修委員会の目的

臨床研修委員会は、研修プログラムの作成、研修医の研修評価、研修医の募集・選考、研修医のマッチング登録、長崎大学病院群との連携方策について審議し、臨床研修体制の確立を図ることを目的とする。

2. 臨床研修委員会の組織

- (1) 長崎大学病院群医師臨床研修管理委員会委員長
- (2) 長崎大学病院医療教育開発センター長及び副センター長
- (3) 医科卒後研修部門長、副部門長及び医師育成キャリア支援室長
- (4) 医科系センター教員
- (5) 診療科等の医師 各 1 人
- (6) 臨床検査技師長、副薬剤部長、副看護部長 各 1 人
- (7) 研修医 若干人
- (8) その他病院長が必要と認めた者

3. その他の委員会

(1) 長崎大学病院群医師臨床研修管理委員会

長崎大学病院群医師臨床研修管理委員会は、医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修の円滑な実施を図るため、長崎大学病院群で組織された委員会である。

なお、その組織は次のとおりである。

- ① 本院病院長
- ② 本院医療教育開発センター長及び副センター長
- ③ 本院医療教育開発センターの医科卒後研修部門長、副部門長、医師育成キャリア支援室長及び医科系のセンター教員
- ④ 各研修プログラムの責任者及び副責任者
- ⑤ 本院病院長が指名する臨床系の教授
- ⑥ 本院看護部長
- ⑦ 本院医療技術部長
- ⑧ 各協力病院等の卒後臨床研修実施責任者
- ⑨ 本院教育研修支援課長
- ⑩ 本院及び協力病院等に所属しない医師又は有識者
- ⑪ 初期臨床研修医
- ⑫ その他本院病院長が必要と認めた者

(1) 長崎大学病院医療教育開発センター内規

平成22年12月27日

病院内規第41号

(趣旨)

第1条 この内規は、長崎大学病院規則（平成21年規則第14号）第13条第1項に規定する医療教育開発センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、長崎大学病院（以下「本院」という。）における医療従事者等（医師、歯科医師、医療技術職員及び事務職員をいう。以下同じ。）のキャリア形成を支援するとともに、医療教育に関する教育研修プログラムの開発を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 本院に勤務する医療従事者等のキャリア形成の支援に関すること。
 - (2) 本院に勤務する医療従事者等に対する教育研修プログラムの開発及び実施に関すること。
 - (3) 臨床教育・研修に係る企画の立案及び実施に関すること。
 - (4) 研修医及び修練医（医師にあつては、初期臨床研修修了後1年目の者に限る。）の募集及び採用に関すること。
 - (5) 研修医及び臨床研修指導医（以下「指導医」という。）の評価に係る業務に関すること。
 - (6) 指導医及び専門医の養成に関すること。
 - (7) 長崎大学病院群との連絡調整に関すること。
 - (8) 本院で行う卒前臨床教育の支援に関すること。
 - (9) その他医療教育に関すること。
- 2 センターは、前項各号に掲げる業務を行うに当たっては、院内又は院外の関連する部署と連携するものとする。

(部門)

第4条 センターに、次の各号に掲げる部門を置く。

- (1) 医科卒後研修部門
 - (2) 歯科教育研修部門
 - (3) 看護キャリア支援部門
 - (4) 薬剤研修部門
 - (5) 医療技術職研修部門
 - (6) 外来医療教育部門
 - (7) 長崎医療人育成部門
 - (8) 特定行為部門
 - (9) シミュレーションセンター部門
- 2 前項各号に掲げる部門に関し必要な事項は、別に定めることができる。

(室)

第5条 医科卒後研修部門に医師育成キャリア支援室を置き、医師育成キャリア支援室は、修練医の専門医資格取得及びキャリア開発の支援を行う。

- 2 看護キャリア支援部門に看護キャリア支援室を置き、看護キャリア支援室は、キャリアパスに基づいた看護職員個々のキャリア開発を支援する教育プログラムの開発、運用及び評価を行う。
- 3 外来医療教育部門に外来医療教育室を置き、外来医療教育室は、医科臨床研修の地域におけるプライマリケア診療を推進する。
- 4 長崎医療人育成部門に長崎医療人育成室を置き、長崎医療人育成室は、長崎県における医療人の育成及び定着の推進をする。

- 5 特定行為部門に特定行為研修室を置き、特定行為研修室は看護師の特定行為研修の運営、管理及び特定行為研修を修了した看護師の支援を行う。
- 6 医師育成キャリア支援室、看護キャリア支援室、外来医療教育室、長崎医療人育成室及び特定行為研修室に関し必要な事項は、別に定めることができる。

(職員)

第6条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
 - (2) 副センター長
 - (3) 部門長
 - (4) 副部門長
 - (5) 室長
 - (6) 副室長
 - (7) 専任教員
 - (8) 兼務教員
 - (9) その他の職員
- 2 センター長は、センターの教授のうち、病院長が指名する者をもって充てる。
 - 3 副センター長、部門長、副部門長、室長、副室長及び兼務教員は、病院長が指名する者をもって充てる。
 - 4 第1項第2号から第6号まで及び第8号の職員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 5 第1項第2号から第6号まで及び第8号の職員に欠員を生じた場合の補欠職員の任期は、前任者の任期の残余の期間とする。

(職務)

第7条 センター長は、センターの業務を掌理する。

- 2 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故があるときは、センター長があらかじめ指名する副センター長がその職務を代行する。
- 3 部門長は、当該部門における業務を総括する。
- 4 副部門長は、部門長を補佐し、部門長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 5 室長は、当該室における業務を統括する。
- 6 副室長は、室長を補佐し、室長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 7 専任教員、兼務教員及びその他の職員は、上司の命を受け、それぞれの業務に従事する。

(運営委員会)

第8条 センターに、センターの円滑な運営を図るため、長崎大学病院医療教育開発センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- 2 運営委員会に関する事項は、別に定める。

(補則)

第9条 この内規に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この内規は、平成23年2月1日から施行する。
- 2 第6条第2項の規定にかかわらず、センターの教授に欠員が生じた場合は、欠員が解消されるまでの間、病院長が指名する副病院長をもってセンター長に充てるものとする。
- 3 この内規施行後、最初に命じられる第6条第1項第2号から第6号まで及び第8号の職員の任期は、第6条第4項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。
- 4 長崎大学病院臨床教育・研修センター内規（平成21年病院内規第71号）は、廃止する。

附 則

この内規は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和2年4月30日から施行し、改正後の長崎大学病院医療教育開発センター内規の規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和4年11月1日から施行する。

(2) 長崎大学病院医療教育開発センター運営委員会内規

平成22年12月27日

病院内規第42号

(趣旨)

第1条 この内規は、長崎大学病院医療教育開発センター内規（平成22年病院内規第41号）第8条第2項の規定に基づき、長崎大学病院医療教育開発センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 医療教育開発センター（以下「センター」という。）の管理運営に関すること。
- (2) センターの施設整備に関すること。
- (3) その他センターに関する必要な事項

(組織)

第3条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 部門長
- (4) 内科系及び外科系教員 各1人
- (5) 中央診療施設の教員 1人
- (6) 歯科系教員 1人
- (7) 看護部長
- (8) 教育研究支援課長
- (9) その他病院長が必要と認めた者

2 委員は、委員長が命ずる。

(任期)

第4条 前条第1項第4号から第6号までの委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前条第1項第4号から第6号までの委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 運営委員会に委員長を置き、第3条第1項第1号に掲げる委員をもって充てる。

2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

3 運営委員会に副委員長を置き、委員長が指名する委員をもって充てる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代行する。

(会議)

第6条 運営委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 運営委員会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員長が必要と認めたときは、運営委員会に委員以外の者を出席させ、意見を聴取することができる。

(事務)

第8条 運営委員会の事務は、教育研究支援課において処理する。

(補則)

第9条 この内規に定めるもののほか、運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この内規は、平成23年2月1日から施行する。
- 2 この内規施行後、最初に命じられる第3条第1項第5号から第7号までの委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

附 則

この内規は、平成23年10月3日から施行し、平成23年10月1日から適用する。

附 則（令和6年3月4日病院内規第6号）

この内規は、令和6年4月1日から施行する。

(3) 長崎大学病院医療教育開発センター医師臨床研修委員会内規

平成23年1月31日

病院内規第7号

(設置)

第1条 長崎大学病院（以下「本院」という。）における医師臨床研修の円滑な実施に資するため、医療教育開発センター医科卒後研修部門に、医師臨床研修委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、医師臨床研修に関し、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 卒後臨床研修プログラムの作成に関すること。
- (2) 研修医手帳の作成に関すること。
- (3) 研修医の卒後臨床研修の評価に関すること。
- (4) 研修医の募集要項及び採用方法の策定に関すること。
- (5) 全国マッチング登録に関すること。
- (6) 研修医のプログラムクラスの割振りに関すること。
- (7) 研修医のオリエンテーションに関すること。
- (8) 研修指導医の研修に関すること。
- (9) 研修医に係る情報収集及び情報提供に関すること。
- (10) 研修医の処遇及び福利厚生に関すること。
- (11) 長崎大学卒後臨床研修システムを構築する長崎大学病院群との連携・調整に関すること。
- (12) その他卒後臨床研修に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 医療教育開発センター長
 - (2) 医療教育開発センター副センター長
 - (3) 医療教育開発センター（以下「センター」という。）の医科卒後研修部門長、医科卒後研修副部門長及び医師育成キャリア支援室長
 - (4) センター長が指定する診療科の教員及び医員 各1人
 - (5) その他委員長が必要と認めた者
- 2 委員は、病院長が命ずる。

(任期)

第4条 前条第1項第4号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前条第1項第4号の委員に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1項第1号に掲げる委員をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、第3条第1項第2号に掲げる委員がその職務を代行する。

(意見の聴取)

第6条 委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者を出席させ、意見を聴取することができる。

(研修医短期海外研修候補者の選考)

第7条 委員会は、本院における研修医の短期海外研修に参加させる候補者を選考するため、選考会議を開催する。

2 選考会議は、次に掲げる構成員により開催する。

- (1) 病院長が指名する副病院長
- (2) 第3条第1項第1号及び第2号に掲げる委員

(3) 第3条第1項第3号に掲げる委員のうち、医科卒後研修部門長

(4) 第3条第1項第4号に掲げる委員のうち、内科系及び外科系の診療科から選出された委員 各1人

(5) その他病院長が必要と認めた者

3 選考会議の議長は、前項第1号の副病院長が務める。

4 議長が必要と認めたときは、選考会議に構成員以外の者を出席させ、意見を聴取することができる。
(事務)

第8条 委員会の事務は、教育研究支援課において処理する。

(補則)

第9条 この内規に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定めることができる。

附 則

1 この内規は、平成23年2月1日から施行する。

2 この内規施行後、最初に命じられる第3条第1項第4号の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

3 長崎大学病院卒後臨床研修委員会内規（平成21年病院内規第74号）は、廃止する。

附 則

この内規は、平成23年10月3日から施行し、平成23年10月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月4日病院内規第6号）

この内規は、令和6年4月1日から施行する。

(4) 長崎大学病院群医師臨床研修管理委員会内規

平成21年4月1日

病院内規第75号

(趣旨)

第1条 長崎大学病院（以下「本院」という。）に、医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令（平成14年厚生労働省令第158号）第4条第1項第12号に規定する研修管理委員会として、長崎大学病院群医師臨床研修管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(長崎大学病院群)

第2条 長崎大学病院群は、本院と協力・連携し、卒後臨床研修を行う協力病院及び研修協力施設（以下「協力病院等」という。）をもって組織する。

2 協力病院等は、別に定める。

(審議事項)

第3条 委員会は、長崎大学病院群による医師臨床研修に関する次に掲げる事項について審議する。

- (1) 研修プログラムの全体的な管理に関すること。
- (2) 研修医の全体的な管理に関すること。
- (3) 研修医の研修状況の評価及び認定に関すること。
- (4) 研修医の進路相談等の支援に関すること。
- (5) その他初期臨床研修に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 本院病院長
- (2) 本院医療教育開発センター長
- (3) 本院医療教育開発センター副センター長
- (4) 本院 医療教育開発センターの医科卒後研修部門長，医科卒後研修副部門長，医師育成キャリア支援室長及びセンター教員（医科系に限る。）
- (5) 各研修プログラム の責任者及び副責任者
- (6) 本院病院長が指名する臨床系の教授 1人
- (7) 本院看護部長
- (8) 本院医療技術部長
- (9) 協力病院 等研修実施責任者
- (10) 本院教育研究支援課長
- (11) 本院及び協力病院等に所属しない医師又は有識者（医師以外） 若干人
- (12) 初期臨床研修医 若干人
- (13) その他本院病院長が必要と認めた者

2 委員は、本院病院長が委嘱する。

(任期)

第5条 前条第1項第11号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前条第1項第11号の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、本院病院長が指名する者をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
 - 3 委員長に事故があるときは、第4条第1項第2号に掲げる委員が、その職務を代行する。
- (議事)

第7条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第8条 委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者を出席させ、意見を聴取することができる。

(医師臨床研修実務者連絡協議会)

第9条 委員会に、本院及び協力病院等での医師臨床研修実施上の問題点等について調整を図るため、長崎大学病院群医師臨床研修実務者連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。

- 2 連絡協議会に関し必要な事項は、別に定める。

(ワーキンググループ)

第10条 委員会に、医師臨床研修の実施に関する具体的な業務を行わせるため、ワーキンググループを置く。

- 2 ワーキンググループに関し必要な事項は、別に定める。

(専門委員会)

第11条 委員会に、必要に応じ、特定の事項について専門的に調査・審議させるため、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(事務)

第12条 委員会の事務は、本院教育研究支援課において処理する。

(補則)

第13条 この内規に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この内規は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この内規は、平成23年2月1日から施行する。
- 2 この内規施行後、最初に委嘱される第4条第1項第8号の委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

附 則

この内規は、平成23年10月3日から施行し、平成23年10月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成23年11月14日から施行する。

附 則

この内規は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月4日病院内規第6号）

この内規は、令和6年4月1日から施行する。